

被災水産都市での知的財産支援活動

会員 前田 敦子[※]

要 約

2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波は、日本の水産業に甚大なる被害をもたらした。その範囲は、北は北海道から南は千葉県までという非常な広域であり、日本の水産都市は壊滅的な被害を受けた。

従前の研究から水産業界では中小かつ零細の経営体が多いなどの理由から知的財産の手当までは難しいことや、東日本大震災以前からも、日本全般、特に東北地域で知的財産を保護・取得するという概念はほとんどないことを見出した。

魚介類は良質なタンパク質源を供給することが出来、食糧自給面からも重要な産業と捉えることが出来る。また、良質なタンパク質源の供給の基幹産業でもある水産業、特に養殖業は、世界的にみると成長産業でもあり、その成長は技術革新による所もあり、特許などの知的財産権による技術保護も重要となってくる。

一方、水産物は最終的に食品として市場に流通することから、企業の経営戦略から知的財産戦略を考えると、ブランド戦略が中心となり、業務上の信用を保護対象とした永久権の性質も持つ商標権などの活用が鍵となる。

東日本大震災の復興支援の一環として、筆者は水産業を俯瞰出来る公的教育研究機関の弁理士の立場から中小零細の水産業の実態に併せた知的財産取得啓発活動を中心に行ってきた。それらはブランド育成（商標権）を核として将来に必要となる「無形財産権～知的財産権～開発成果」を、受援者自身で活用できる復興支援としての知的財産支援活動である。

目次

1. はじめに
2. 水産業と水産都市について
3. 東日本大震災の復興状況について
4. 水産業の知的財産権取得状況について
5. 活動方針
 - ① 支援とは
 - ② 支援時期
 - ③ 着想に向けた活動
 - ④ 水産物・水産加工品の流通事情
 - ⑤ 現場主義
6. 活動紹介
 - ① 東日本大震災被災地における調査研究事例アーカイブス
 - ② 水産加工業者車座研究会
 - ③ 水産食品のブランド育成セミナー ～商標・特許の活用方法～
 - ④ 被災水産都市での製品開発支援
7. 今後に向けて

1. はじめに

東日本の太平洋沿岸の水産都市に甚大な被害をもたらした東日本大震災から丸四年が経過しようとしてい

る。被災した水産都市では東日本大震災からの復旧・復興に向けて工場などの再建が進みつつある。東日本大震災からの復興に関する事業のうち水産分野については、大学や公的研究機関などが中心となり進められており、これらの事業成果でもある技術成果については被災地域の水産都市振興のために被災地域限定で還元及び増強することは言うまでもない。その目的を果たすためにも、東日本大震災の被災水産都市に成果を集中還元する手段として、事業の技術成果について独占排他権である知的財産権で確保することは意義がある。

また、農林水産業でもグローバル化が謳われる今日は、農林水産物の流通範囲がますます広域になってきており、法的対抗手段ともなる知的財産戦略は重要性を増している。しかし、日頃の職務から、農林水産業の従事者にその重要性が伝わっていないと感じることも多々ある。

そこで、東日本大震災復興支援の一環で、公的教育

[※] 国立大学法人 東京海洋大学 産学・地域連携推進機構 弁理士

研究機関である水産総合系の大学に所属する弁理士（国立大学法人東京海洋大学 産学・地域連携推進機構所属）の立場から、東日本大震災の被災地の水産業界の企業などが知的財産権の取得・保護を基点として知的財産戦略を組めるようにするため、「水産復興に係る（復興事業に携る）研究者向け」と「支援を受ける側である受援者（被災水産都市）」に分けて、知的財産の支援活動を実施している。

本論文では、受援者（被災水産都市）向けの支援活動について、報告できる範囲内で紹介させていただく。

なお、復興支援活動をする者を「支援者」と呼ぶことから、本論文では、復興支援活動を受援する者を「受援者」と呼ぶ。

2. 水産業と水産都市について

コーリン・クラークによると、水産業とは水産物の漁獲・採取・養殖、冷蔵・冷凍・加工、市場・輸送・販売の各分野にかかわる産業と定義⁽¹⁾され、実に広い産業分野で形成される。水産業は、水界の動植物を生産対象として行われる漁業と養殖、その生産物を原料とする水産加工、生鮮および加工、水産物の輸送・保管・流通と言った、漁業に端を発する各事業分野を包括するものであり⁽²⁾、相互に緊密な関係を結んで全体として他産業から独立した一つの産業システムを形成している面がある（図1）。

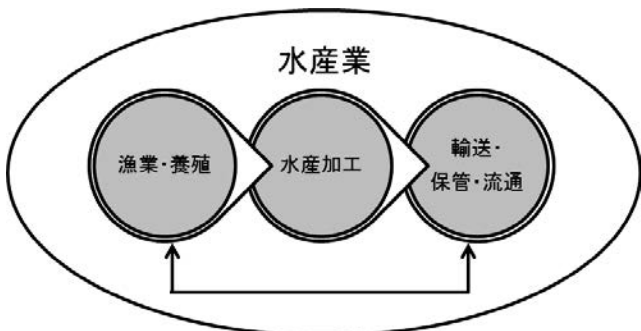


図1 水産業の産業システム構図

世界人口が65億人を超えた現在、水や食糧不足の問題に直面する可能性も否定できなく、農林水産業は食料自給の根幹産業であることから、世界的にも重要産業と捉えられている。

食料自給の観点からみても、水産物は良質なタンパク源を供給することが出来、養殖業はその潜在的な能力と高い飼料転換効率の点から動物性タンパク質を供

給する役割をより一層課せられている⁽³⁾。また、漁業の乱獲や海洋環境の変化などの影響からも、養殖に力を入れる・力を入れなくてはならなくなった国が多くなったこともあり、養殖業は世界的に成長産業でもあり（図2）、この成長は、技術革新の貢献も大きいところである⁽⁴⁾。

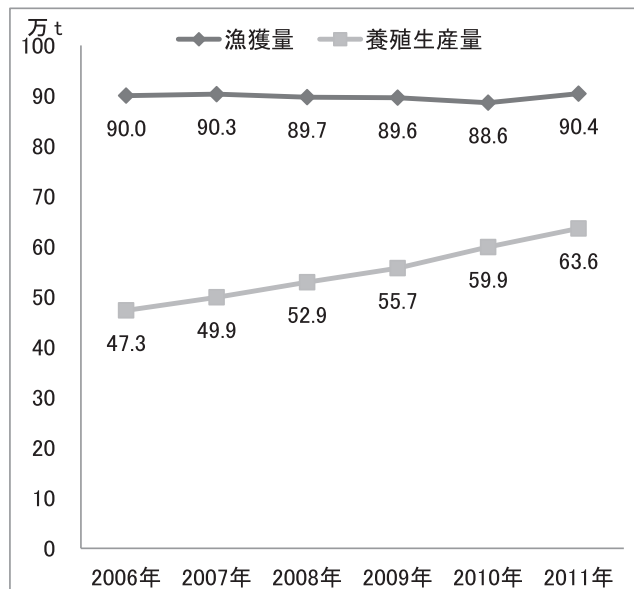


図2 世界の漁業と養殖業の生産量
世界漁業・養殖業白書 2012年 からデータを引用
(http://www.jaicaf.or.jp/fileadmin/user_upload/publications/sofia2012.pdf)

日本では、水産物を水揚げする全国約2,000あまりの漁港などを中心に、水産業よりなる「水産都市」が形成され、この水産都市を中心に水産業が営まれている。全国的に著名な水産都市として、銚子、焼津、釧路、八戸、境港、根室、長崎、枕崎、石巻、気仙沼⁽⁵⁾などがあげられる。これらのうち、三都市が被災地域であり、甚大なる被害を被った。

一方、日本の水産業は、埋立ての進行、周辺海域の環境の悪化、漁業による乱獲、海洋環境の変化による水産資源の減少や他食品との競合などによる価格の低迷などにより、日本の漁業生産量、生産金額が共に減少し、漁業者数は約20万人にまで落ち込み、漁業従事者の年齢も高齢化している（図3）。そうした背景から、水産都市では過疎高齢化についても問題となっている。

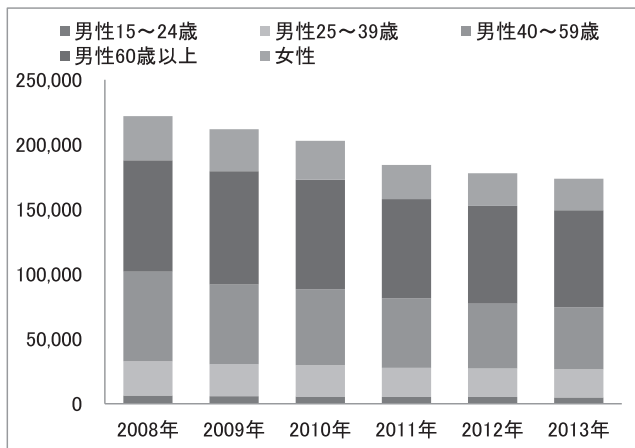


図3 漁業就業者数

平成24年漁業就業動向調査報告書からデータを引用
(http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/gyogyou_doukou/)

こうした負の状況の打開策として、農林水産品の高付加価値化や製造業、観光などのサービス業との連携といったいわゆる「六次産業化」(図4)が鍵とされている。現に、農林水産省では、一次産業の農林漁業者と二次・三次産業の事業者が連携し、一次産業が産み出したこれら地域資源の価値を二次・三次産業を通して付加価値をつけながら、消費者に届ける「六次産業化」の取組を推進し、農林漁業者の所得の確保と農山漁村における雇用機会の創出を図る⁽⁶⁾など、多くの政策が実行されている。結果として水産都市では全国的に六次産業化の取組みが活性化されることになった。

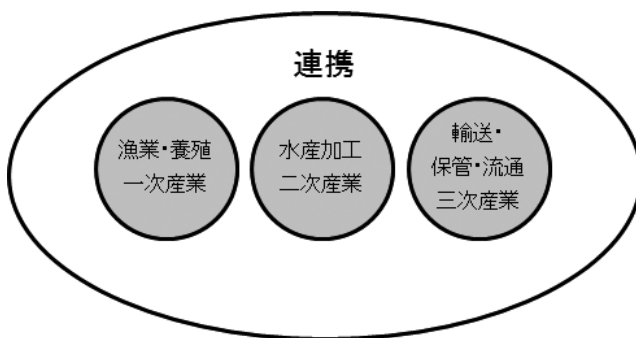


図4 水産業の六次産業化

被災水産都市でもある気仙沼市では、将来に向けた気仙沼市の発展的かつ持続的な水産業の構築を目指して、水産業輸出促進等調査事業を実施すると共に、産・学・官が連携した地域の水産物の多角的利用を進め、本震災前から衰退傾向にあった水産業について、漁業中心の水産業ではなく、新たな水産業の創生を目指している。この様な取り組みは被災水産都市の中では気仙沼だけに限らず、他の被災水産都市でも同様に

進められている。

これは、本震災を契機として、震災以前から衰退していた日本の水産業を単なる復旧ではなく新たな産業形態としての水産業の創生、水産業・水産都市の振興を目標に掲げ、それに呼応した水産業のイノベーションを目的とした震災復興事業や六次産業化を進めていると捉えることが出来る。

水産業のイノベーション、六次産業化に向けた取り組みは、必然的に技術開発やブランド化を前提とした商品開発をすることになり、この様な取り組みを成功させるためにも、事業成果(技術成果やブランド)については知的財産権の取得・保護・活用をしていく必要がある。更には、知的財産戦略の立案も重要となってくる。

東日本大震災の被災都市には、八戸、石巻、気仙沼の他に、いわき、宮古、大船渡、久慈などの全国的にも有名な水産都市も含まれていることから、被災した水産都市が目指している水産業・水産都市の復興に知的財産権の支援というかたちで寄与することが求められよう。

3. 東日本大震災の復興状況について

東日本大震災の被災地でもある岩手・宮城・福島は、本震災前は、水揚げ量は464千トン、水揚金額は800億円と全国シェアの約20%弱を占める太平洋沿岸の水産業が盛んな地域であった。

しかし、東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波は、これらの地域を中心に日本の水産業に甚大なる被害をもたらした(図5)、東北地域だけでなく北は北海道から南は千葉県まで全国の水産生産量の半数を占める太平洋沿岸の水産都市は壊滅的な被害をうけた。

項目	被害状況	0	20	40	60	80	100	備考
1 水揚げ	(水揚げ額) 38% H23.3~24.2 (179千円) 62% H24.3~25.2 (289千円) 70% H25.3~26.1 (527千円) (水揚げ金額) 46% H23.3~24.2 (368億円) 70% H24.3~25.2 (550億円) 81% H25.3~26.1 (648億円)							【岩手県】 久慈、宮古、釜石、大船渡 【宮城県】 宮古、安川、石巻、塩釜 【福島県】 小名浜、飯沼、いわき、水戸川
2 漁港	(約113kmの岸壁が被災) 被災岸壁の復旧状況 28% 53% 80%							◎北海道、青森県、千葉県で被災した岸壁は、復旧完了済み。
3 漁船	(約2.9万隻が被災) 復旧目標(27年度末までに2万隻)に対する状況 46% (0,195隻) ◎24年3月末時点 77% (15,308隻) ◎25年3月末時点 85% (16,865隻が復旧) ◎25年1月末時点							24年度中に、水産基本計画の目標(25年度末までに1万2千隻)は達成。更に被災地の要望を踏まえ27年度末までに2万隻まで回復を目指す。
4 養殖	若手県ワカメ養殖(22年漁期(2~4月)18,981トン) 2% (325トン) 23年漁期 76% (14,212トン) 24年漁期 25年漁期 16,052トン (85%) 宮城県ワカメ養殖(22年漁期(2~5月)15,458トン) 2% (3,417トン) 23年漁期 84% (12,963トン) 24年漁期 25年漁期 13,168トン (85%) 宮城県キンザケ養殖(22年漁期(3~8月)14,750トン) 0% (0トン) 23年漁期 64% (9,448トン) 24年漁期 25年漁期 11,619トン (79%) 若手県コンブ養殖(22年漁期(5~7月)12,848トン) 0% (0トン) 23年漁期 40% (5,094トン) 24年漁期 25年漁期 6,341トン (49%)							全ての養殖業再開希望者の養殖施設の整備がほぼ完了。 ◎ かん養殖については、養殖施設は8割程度復旧しているが、種付けから出荷までに2~3年を要するため、24年漁期の生産量は低位にとまっている。
5 漁港施設	被災3県で被害があった産地市場(34施設) 2% (22施設が業務再開) ◎23年12月末 65% (22施設が業務再開) ◎23年12月末 68% (23施設が業務再開) ◎25年12月末 被災3県で再開を希望する水産加工施設(819施設) 55% (418施設が業務再開) ◎24年3月末 74% (608施設が業務再開) ◎25年3月末 79% (64施設が業務再開) ◎25年12月末							岩手県及び宮城県の産地市場は、22施設すべてが再開。 27年度末までに再開希望者全員の施設を復旧・復興することを目指す。
6 がれき	がれきにより漁業活動に支障のある定置漁場1,024か所(再流入箇所含む) 95% (958か所) ◎24年3月末 97% (976か所) ◎26年2月末 がれきにより漁業活動に支障のある養殖漁場1,071か所(再流入箇所含む) 75% (801か所) ◎24年3月末 98% (1,045か所) ◎26年2月末							がれきの残る一部の漁場について、26年度も引き続き支援を実施。

図5 水産関係施設等の復旧・復興の概況
平成 25 年度水産白書から引用
(http://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/wpaper/h25_h/trend/1/t1_2_7_1.html)

これまでに、東日本大震災の被災地域には、気仙沼市を中心に平均月に2回程度、延べ40回程の訪問を行った。

その間、関係者から被災された当時の様子についてお話を聞く機会がある。東京在住であり大津波による被災を受けなかったものにとつての東日本大震災の生の体験話は、想像を超える生死の話や被災生活であり、被災地域の方々は、壮絶な体験をされてきたことは容易に想像がつく。また、そうした経験をされているためか、本震災をきっかけに地元への愛着がよりいっそう芽生えたと話される方も多い。

被災地域では水産関連業の方々と仕事をする人が多いので、当然のことかもしれないが、その大半(およそ八割程度)は大地震に伴う大津波により住宅や会

社・工場が流され、本震災から四年が経過した現在でも仮設住宅やアパート暮らしをされている。かつ、新しく住宅を建築された方は皆無に等しい。

その様な自身の生活も復旧されていない状況の中で、自身の会社再建や被災水産都市の復旧・復興に尽力されており、かつ、いつも明るく接して戴き、頭が下がる思いである(写真1)。



写真1 2015年1月現在の気仙沼漁港近くの様子 未だに更地が多い状況である

被災地には社会貢献活動の一環などの理由から企業や被災地以外の地方自治体から任期付で派遣されている方々も比較的が多い。彼らは、被災地に居住するかたちで本震災の復興支援活動をしている。中には国家資格保有者もいて、資格の任務を遂行するために資格外の仕事もされていることがある。

また、水産業の復興では福島第一原子力発電所事故の問題を無視することは出来ない。水産業の真の復興までには様々な課題も多く、水産分野での東日本大震災の復興支援活動は先行きが長い。

4. 水産業の知的財産権取得状況について

水産業の技術保護に関する知的財産権を量的にとらえるために、水産分野での代表的な技術保護手段である特許及び種苗登録についての出願状況を解析した。

特許出願の分析については Biz-cruncher (株式会社パテント・リザルト社製) を使用し、特許出願から国際特許分類 (IPC 分類) から水産関連の分野が付与されている特許出願を抽出 (該当する IPC 分類は別途記載) し、水産関連の特許出願数として、分析・解析した。

水産関連の特許出願数は他産業 (重点8分野の特許出願) と比較するとそれほど多くないこと (表1) や、農林水産省が公表している種苗登録出願数は農産品と比較して水産品 (海藻) は極端に少ないこと (表2) がわかる。

表1 分野別日本の特許出願数 (2014/9/25 現在)

	2001年	2003年	2005年	2007年	2009年
水産関連	1,070	895	839	598	461
ライフサイエンス	5,181	5,075	6,807	9,121	14,662
情報通信	11,137	11,877	15,648	25,334	30,524
環境	806	1,001	1,365	1,841	2,081
ナノテクノロジー・材料	4,973	4,929	5,611	9,215	12,667
エネルギー	803	997	1,342	2,272	2,926
ものづくり技術	2,237	2,345	2,779	4,065	5,320
社会基盤	494	748	913	1,441	1,529
フロンティア	89	107	129	285	233

*特許分析ツールの Biz-cruncher (株式会社パテント・リザルト社製) を使用し、IPC 分類について以下の番号が付与されている出願を水産関連分野の出願として抽出した。

A01K 61/00, A01K 69/00, A01K 71/00, A01K 73/00, A01K 74/00, A01K 75/00, A01K 77/00, A01K 80/00, A01K 81/00, A01K 99/00, A22B 3/08, A22C 18/00, A22C 25/00, A22C 29/00, A23B 4/00, A23J 1/04, A23J 3/00 507, A23J 3/04 501, A23K 1/10, A23K 1/18 102, A23L 1/176, A23L 1/325, A61K 31/595, A61K 35/60, A63B 35/02, B25B 1/00, B44F 9/08, B63B 35/14, B63H 1/36, B63H 11/11, B64D 1/00, B65B 25/22, B65D 85/50, C02F 103/22, E02B 8/08, E21B 10/42

水産関連以外の出願数については、特許庁公表の重点8分野の特許出願状況のデータ (<http://www.jpo.go.jp/shiryu/toukuei/1402-027.htm>) を引用した。

表2 種苗登録出願数 (2014/3/26 現在)

	出願品種数	有効登録品種数
海藻	18	11
食用作物	1,469	678
工芸作物	241	98
桑	16	3
野菜	1,875	657
果樹	1,528	548
飼料作物	389	201
草花類	18,152	4,623
観賞樹	5,035	1,613
林木	39	16
きのこ類	543	191

農林水産省品種登録ホームページからデータを引用 (http://www.hinsyu.maff.go.jp/tokei/contents/1_2014sokatsu.pdf)

これは、水産業の企業経営体は中小かつ零細の企業経営体が多く、人材及び金銭面から知的財産までの手当が難しいこと⁽⁷⁾⁽⁸⁾や、表1や表2から明らか様に、

水産分野では東日本大震災以前から特許や種苗登録の出願数が少なく、技術成果について知的財産を「取得・保護」するなどといった着想・発想がないことが考えられる。

特許の活用状況をみるために、表1で使用した水産関連の特許出願のデータから、権利継続中、審査中、出願のみを抽出したものを水産分野の有効特許として抽出し、特許出願状況と同じく、Biz-cruncher を使用して、分析・解析をした。

東日本大震災の被災地域である東北地方は、全国的にも有数な水産都市が多く、水産業が盛んな地域でもある(図5)。それに関わらず、本有効特許数は、東北地方は他地域と比較して少ないことから(図6)、被災地域でもある東北地方の水産業界では、特に知的財産の「保護・取得・活用」の意識が低い地域と捉えることも出来る。

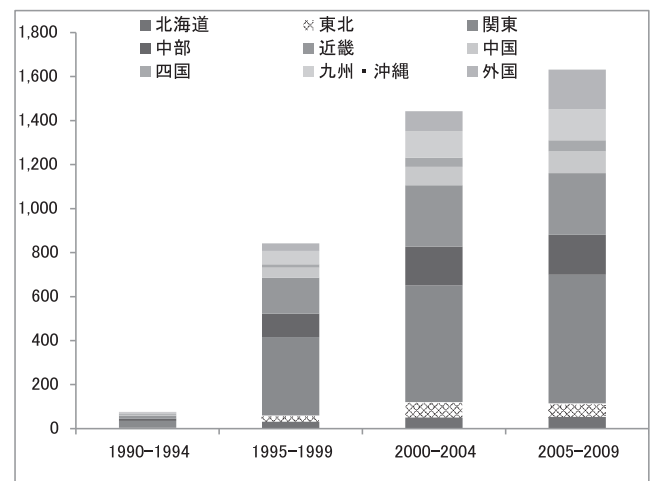


図6 東日本大震災以前の地域別かつ年別水産分野の有効特許数 (2014/9/25 現在)

*特許分析ツールの Biz-cruncher (株式会社パテント・リザルト社製) を使用し、表1の水産関連の出願データについて、権利継続中、審査中、出願のみを抽出したものを有効特許として抽出した。

発明の成立過程は、着想と具体化の概念で論じられることから、発明は着想が無ければ具体化出来ないとも捉えることが出来る。

このことを知的財産戦略の立案(成立)に当てはめてみると、「知的財産」と「戦略」という着想がなければ、知的財産の戦略について「立案をすることはできない」ということになる。そこで、東日本大震災の知的財産の支援活動として、まずは、受援者が「水産分野で知的財産を取得・保護する」という着想に至る活

動が必要となると考えた。

知的財産によるブランドの保護状況をみるために、地域団体登録商標の登録状況を分析した。データについては特許行政年次報告書 2014 年版を引用した。

地域団体登録商標の登録状況について分野別にみると、農林水産品の登録件数が多い(表 3)。このことから農林水産品は地域ブランドの対象となり、地域団体登録商標などの商標権による保護ニーズが高いことが伺える。

地域団体商標の都道府県別の登録状況は水産業よりも農業が盛んな京都府が圧倒的に多く、水産業が盛んな東日本大震災の被災地域の県名は、上位に上がっていないことがわかる(表 4)。

表 3 地域団体商標の産品別内訳

産品	登録件数
野菜	50
米	7
果実	40
食肉・牛・鶏	55
水産食品	38
加工食品	50
牛乳・乳製品	5
調味料	15
菓子	11
麺類・穀物	11
茶	15
酒	13
清涼飲料	1
植物	3
織物・被服・布製品	52
工芸品・かばん・器・雑貨	78
焼物・瓦	28
おもちゃ・人形	15
仏壇・仏具・葬祭用具・家具	36
貴金属製品・刃物・工具	9
木材・石材・炭	14
温泉	41
サービスの提供(温泉を除く)	14

特許行政年次報告書 2014 年版からデータを引用
(<http://www.jpo.go.jp/shiryoutou/shin/nenji/nenpou2014/ho-npen/all.pdf>)

表 4 都道府県別地域団体登録商標登録件数上位 10

順位	都道府県	登録件数
1	京都府	60
2	兵庫県	32
3	岐阜県	28
4	石川県	27
5	北海道	26
6	静岡県	21
7	福岡県	17
8	東京都	17
9	福井県	16
10	沖縄県	15

特許行政年次報告書 2014 年版からデータを引用
(<http://www.jpo.go.jp/shiryoutou/toushin/nenji/nenpou2014/ho-npen/all.pdf>)

このことは、被災地でもある水産都市では、ブランド化の可能性の高い水産品についてブランド化への取り組みが遅れている可能性が有るとも捉えることが出来る。

水産物は食品のカテゴリーで市場に流通されることになる。食品企業にとっては特許以上に食品が選択されて購入権を得ること、つまり、ブランドとして価値を持つことが重要となることから、業務上の信用が保護対象となる商標が重要となる⁽⁹⁾。

商品でもある水産物が食品というカテゴリーで流通される水産業者にとっては、ブランドという業務上の信用を保護対象とする商標権を核にしたブランド戦略が重要となり、零細企業が多い水産従事者、つまり水産業の経営者にとって、利益率が高くなる高付加価値化などを含めたブランド戦略について関心が高い可能性がある。

被災水産都市も取り組んでいる六次産業化は、水産物の高付加価値化が求められている。この高付加価値化の担保、つまりブランド化に関連する知的財産支援活動は、復興支援活動において重要となる。

5. 活動方針

① 支援とは

大辞林⁽¹⁰⁾には、支援とは「他人を支え助けること」と記載されている。また、支援をする上で大切なことは、「支援」は相手の立場に立って自分を変えることが

必要であり、支援者（受援者）がどのような状況に置かれており、支援行為がどのように受け止められているかをフィードバック（自省）して、受援者の意図に沿うように自分の行為を変える必要があり、支援したい、助けたいということをご自己目的化してはならず、相手のニーズをきちんと汲み取る必要があるとの報告⁽⁴⁾がある。当然のことであるが、「支援」活動をする上で受援者の状況を把握し、受援者のニーズに沿った活動が求められることになる。

そのためにも、現地でのニーズを的確に把握するためにも被災水産都市の受援者に会うことが出来る対象に被災地へ行く「知的財産の支援活動」を推進することになった。

② 支援時期

東日本大震災発生当初や時間が経過していないときは、被災地の人々は日々の暮らしに精一杯の状況であり、当然のことながら、受援者に知的財産の支援等を話せる状況ではなかった。

その当時は、水産分野全般の現地の情報や要望（ニーズ）の整理を支援活動の中心とし、6. 活動紹介で報告する現地での講演等の活動は、東日本大震災が発生した一年と半年を経過した頃に開始している。

③ 着想に向けた活動

水産の中に立つと、知的財産は大河の一滴である。

知的財産という着想がない受援者向けに知的財産の支援活動をするにあたり、他の角度、例えば、経営、企画、開発、マーケティングなどからも知的財産のアプローチをしていくことが効果的であり、知財のみの活動ではなく、正にパズルのようなかたちでの支援活動が求められよう（図7）。

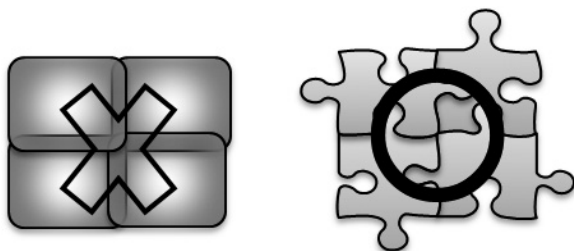


図7 活動方針のイメージ図

知的財産戦略の着想がないということは、知的財産についての正確・適切・わかりやすい情報が発信されていないという可能性が高い。市場で競争相手となら

ない公的立場からの情報は受け入れやすいことから、その立場を生かした適切な情報発信が鍵ともなる。

④ 水産物・水産加工品の流通事情

地産他消・地産都消という言葉があるように、水産物や水産加工品は水産都市のみで生産し、消費しているものではなく、広域に流通されている。現に、東京にいても全国各地の水産物や水産加工品を食べることができる。

農林水産分野でもグローバル化が謳われる今日において、水産物や水産加工品の輸出も盛んになっており、水産物や水産加工品の流通範囲はますます広がっている。取引物である水産物や水産加工品について法的保護手段として独占排他権の性質を有する知的財産権で保護することは、事業を優位に進めるうえでも効果的である。

また、知的財産権（例えば、特許法、実用新案法、意匠法、商標法）の法目的は、産業の発達に寄与することである。特に、種苗法の法目的は農林水産業の発展に寄与することと明記されており、水産分野の知的財産権の保護は、水産業の発展に寄与することに貢献できるとも言えよう。

⑤ 現場主義

水産都市にとって一番必要なことは、大学などの支援者側ではなく「受援者自身」が知的財産を活用して水産都市及び水産業を振興させることであることは言うまでもない。知的財産の出願状況や水産業は中小零細企業が多いことは、既存のデータや文献などから調べることが出来る。しかし、現地に行かなければ（見なければ）、わからないことも多々ある。

この活動を進めるためには、被災地域でもある東北の水産現場や水産都市の状況・現状を的確に把握した上で、現地支援として現場での要望に応えられる様に、弁理士であるからには実態を伴った知的財産支援活動が重要となってくる。

6. 活動紹介

本論文では、被災水産都市で実施した知的財産支援活動の中から代表的な四つの事例について紹介する。

表5 水産加工業者車座研究会一覧

場所	日程
釜石	2012/11/16
宮古	2013/1/21
久慈*	2013/1/21
大船渡	2014/6/28

*久慈は日程があわず不参加

本車座研究会では、弁理士の立場を生かした知的財産の講演依頼と共に、製品開発や販路開拓といったマーケティング関連の講演依頼もあったことから、知的財産のみではなく、知的財産と他の観点を融合させた講演や支援を求められていることを知る機会ともなった。補足までに大学の教員による研究紹介の講演も実施している。

本車座研究会の参加者（水産業界者）のみならず、講演者（大学の教員）も被災地域の水産業界関係者との連携を望んでいることを事前に把握していたことから、講演の導入に大学との連携方法や知的財産権とはどんなものであるかについて概説し、大学との連携手段のひとつである共同研究の成果の保護・活用として知的財産権を保護すること、特許関連情報（対象・なぜ取得するか・水産分野の国内外の出願状況）、消費者ニーズに応える開発手法の紹介を中心に講演を進めた（図9）。

図9 水産加工業者車座研究会の講演資料抜粋

どの車座研究会の参加者についても、商標登録出願の経験者はわずかながらいるが、特許出願の経験者はほとんどおらず、参加者の知的財産の「取得・保護」

の知識については初心者・初歩レベルといえよう。

また、講演に対する質問や個別相談では、企業課題について特許などを活用した解決が出来るか否か、自身の行為が特許侵害となるか否か、地域団体商標と通常の商標の違いについてなどがあった。地域毎に関心のある話題は異なるものの、質問などをみると具体事例を介しての知的財産の活用方法を求めていると捉えることが出来る。

更にはブランド化というイメージブランドや高級品というイメージしかないことや、商標権は使用しこそ、その効力を発揮し、使用しない場合は不使用取消審判で消滅することや損害賠償請求出来ない場合があることは弁理士であれば常識のことであっても、商標権を取得することだけで満足をし、商標の使用をしていないなど、商標権の真の使い方を知らない人もいたことから、知的財産の「活用」の知識は初心者・初歩レベルであると捉えた。

嬉しいことに、本車座研究会を通して、知的財産を取得・保護しようという発想に至った参加者もいた。

平成25年度 東京海洋大学・気仙沼市復興支援講演会でも同様の講演及び相談対応を実施している。

余談となるが、本車座研究会では、日本弁理士会が実施している特許出願等復興支援制度のリーフレットを配布し、その制度の概説を説明したが、素晴らしい制度であるにもかかわらず、残念ながら、特許出願等復興支援制度について認知している受講者はいなかった。時期や対象者を考慮したうえで、適切な情報発信が重要であることを改めて認識した機会ともなった。

③ 水産食品のブランド育成セミナー ～商標・特許の活用方法～

水産食品のブランド育成セミナーは、水産業界の従事者及びその関係者を対象に2014年3月15日に気仙沼市で開催した。

先行研究、前述の水産加工業者車座研究会や他の職務を通じて、水産関連のセミナーや講演の受講者は、水産業界の中小零細の経営者が多く、事業戦略など経営に直結することについて強い関心があることを認識した。また、企業経営からみた知的財産の活用と考えると、経営を持続させるという観点から永久権の性質を有する商標権を主体としたブランド戦略が重要になることに改めて気づかされた。

水産加工業者車座研究会から受援者は知的財産については具体事例を示したうえで説明を求めていることも突き止めた。

産地（水産都市）から輸送された水産加工品は、消費地で購入という選択権を得ることが、事業を継続する上で重要となることから、ブランドを育成するためには、商標権を活用すること、先端の技術（特許など）を取り入れていくこと、消費者ニーズに応えることがあげられる。また、水産業の経営者は、ブランド化を何から取り組んでいけばわからないことも感じたことから、具体事例を提示したセミナーでもある「水産食品のブランド育成セミナー」を構想し、開催する運びとなった。

本セミナーの内容は、まずはブランドとはどのようなものであるか（端的に言うと高いものではないこと）を最初に説明し、事業戦略上、無体物の財産権でも知的財産戦略を組むこと（オープン・クローズド戦略など）、自ら知的財産権を活用していくことは、ハード主流の社会からソフト主流の社会になった今日において、ますます重要になっていくこと、現在の商品開発ではニーズ主導型が主流であり、消費者（都市）のニーズを的確に把握し、それを具体化するために技術を使うことや文化的背景などを活用したストーリー性も重要であることを概説した（図10）。

前述の水産加工業者車座研究会の様に質疑応答や個別相談についても活発になされた。

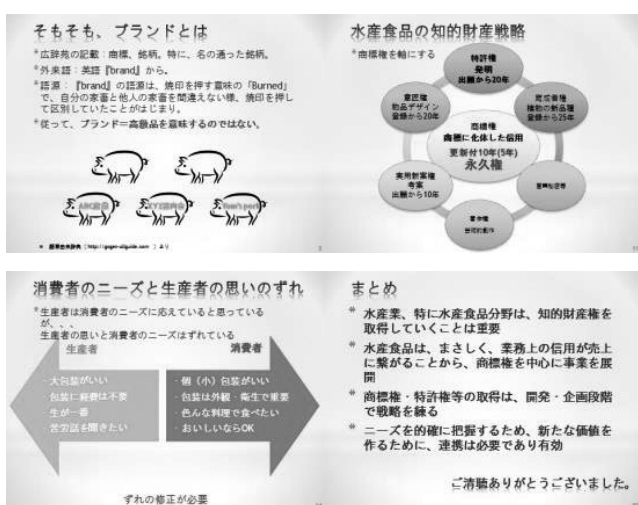


図10 水産食品のブランド育成セミナー～商標・特許の活用方法～の講演資料抜粋

本セミナーにおいて、農林水産品を対象とした権威ある農林水産大臣賞を受賞するためには、特許を取得

するなど先進の技術を開発・導入していること、歴史的・文化的食品加工技術をうまく活用していることその他、女性の役員登用や女性リーダーの育成実績、健全な経営状況も必要であるということ、大学の研究者（教授）からコメントとして戴いた。中小企業が多い水産業界からの参加者が、本コメントのメモをとっているのが印象的であった。そうした経営面や賞の受賞手段として知的財産の活用についてアドバイスすることが有意義であることを改めて実感した。

本育成セミナーの内容について周知化を図るために、文字ばかりの報告書ではなく参考書ともなる様にハンドブック的な資料（報告書）を作成し、被災水産都市を中心に配布している。

更には他地域でも本セミナーや同内容の出前知的財産講座も開催予定でもある。

④ 被災水産都市での製品開発支援

東京海洋大学には、海、水産、水環境、食品、港湾、船舶などの分野について、産業上の技術的課題の相談、地域振興策などの相談、共同研究などの相談、学校や教育機関の方の学問的な問い合わせ（具体的には、ある技術的課題を克服し共同研究を実施したいので研究者を紹介してほしい、地域ブランド等の産品を首都圏で普及させたいなど）の相談窓口である「海の相談室」という制度がある。従前から海の相談室を介した知的財産に関する質問・相談は、数的には少数であるが、存在した。

最近では、被災水産都市の水産業界からも開発商品などについて特許出願が出来るか否か、先行特許や商標を調査するために特許電子図書館（IPDL）の使い方などの知的財産に関する相談も受けるようになってきた。

近年、農林漁業生産と加工・販売の一体化や、地域資源を活用した新たな産業の創出を促進する六次産業化の一環として、東日本大震災以前から地方自治体や漁協組合や商工組合などが主体となった地域ブランド製品の開発が盛んになってきており、東日本大震災で被災した水産都市では、本震災を契機として、ますます盛んになってきていることは先述の通りである。

前述の水産加工業者車座研究会や水産食品ブランド育成セミナーなどの受講者やその紹介者を中心に、自

社製品の知的財産に関する相談だけでなく、地域などが一体・一丸となった製品開発やそのプロジェクトでの知的財産権獲得など知的財産全般のアドバイザー・サポート的な役割を求められることが多くなってきた。そうした依頼は、結果的に、近年の弁理士法の改正⁽¹⁴⁾にも標榜業務として明記された「発明発掘等の相談業務」を実施することにもなっている。

私の立場では製品開発自体は出来ない（開発者ではない）ので、開発者については必要な研究者などを紹介することで、開発製品について技術的な付加価値を高められる様にも努めている。

本業務に関する事項は、秘密保持契約及び共同研究契約などを締結していることもあり、詳細は公開出来ないことをご容赦戴きたい。

公開できる範囲内での具体的な活動の一例をあげると、気仙沼市では、「産・学・官」が連携した地域の水産資源の多角的利用（健康食品、地域の素材を生かした新商品の開発など）を推進することで、新たな地域産業の創出と、雇用を創造することと魚離れや魚価低迷が続く水産業界を活性化することを目的に、2013年11月に気仙沼水産資源活用研究会（会長 猪狩儀一氏）を設立した。

気仙沼水産資源活用研究会の活動は、素材の検討・成分分析・商品開発・共通ロゴの作成・販路開拓を中心にした内容で、気仙沼水産資源活用研究会では開発した商品について「ケセモ（登録商標）」ブランドによる商品化及び共通ロゴによる製品展開を進めている。

そのため、製品開発における知的財産権全般の支援（特許・商標等の知的財産権の取得・保護・活用など）を実施し、共同研究契約・ライセンス契約に代表される技術関連の契約のアドバイス・調整なども支援することで、知的財産戦略立案に繋げた活動を実施している。

現在、気仙沼水産資源活用研究会に対する様な活動が支援の中心となっている。

7. 今後に向けて

農林漁業分野では知的財産のワンストップサービスが期待されており、地域や時代によって異なる要請（ニーズ）に応えるためにも、新たな知的財産を創出することや活用することへの一層の貢献が期待されている旨の報告⁽¹⁵⁾もある。

本復興支援活動は、知的財産の総合窓口・ワン

ストップサービスとも捉えることが出来、今後も被災水産都市での知的財産のワンストップサービスに対応していく必要があると考えている。

六次産業化や水産業のイノベーションに向けた取り組みの一環として多くの被災水産都市では地域に特化した製品の開発が進められていること、今年度は被災地域での工場再建が進むことから、知的財産の総合窓口・ワンストップサービスの役割は増えていくかもしれない（増えていくことを願いたい）。

また、会社や事業を継続させていくため、水産業や水産都市を維持させるためにも新しいことを産みだす「開発」を続けていくことは必要であり、そうした観点からも水産分野での知的財産の支援は継続的に必要である。

知的財産取得・保護という着想に至るには、まずは知的財産についての情報が発信されていることが鍵となっていると言える。情報発信は重要である。（もしかしたら、本支援活動での情報発信は、公的教育研究機関の立場であったから、効果的であったかもしれない。）

社会情勢に目を向けると、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）に合意した場合の知的財産と水産業への影響、地理的表示制度⁽¹⁶⁾の導入などの情報は、被災水産都市に情報が伝わっておらず、これらについても正確な情報を発信していく必要がある（もしかしたら、IPDLの廃止も知らない人がいるかもしれない⁽¹⁷⁾）。

地域ブランドの保護という観点からは、（地域団体登録）商標の他に地理的表示制度の活用も選択することが出来、受援者からみれば知的財産、ブランド化に向けた活用手段が増えることになり、正確かつ迅速な情報発信は急務となる。

本復興支援活動を通して、知的財産という着想を持った東日本大震災の被災水産都市の水産業の従事者について知的財産の知識レベルがあがることで、これまでの質問や相談内容も洗練されていくかもしれない。行く行くは、弁理士などの知的財産の人材を活用しながら、水産業の経営者の知的財産戦略の立案レベルが高くなっていくことを期待している。

今後は、知的財産の理解度や時代のニーズに対応し

た形で支援内容が変わっていくことが予想されるものの、復興支援活動の方針の根幹でもある自分の立場(知的財産の専門家である弁理士)を生かした「無形財産権～知的財産権～開発成果」を、受援者自身で活用できる復興支援としての知的財産支援活動は、続けていくつもりである。

注

本活動は、【文部科学省】SANRIKU 海洋産業復興研究教育拠点形成創成事業、過疎・高齢化に対応した安全・安心を実現する漁港・漁村モデルの構築事業、東北マリンサイエンス拠点形成事業 高度冷凍技術を用いた東北地区水産資源の高付加価値化推進の助成を受け実施した。

謝辞

被災地域で共に活動をさせていただいた多くの方々を始めとしたご協力やお力添えがあってこそ、本支援活動を進めることが出来ました。

また、論文を作成するにあたり、国立大学法人東京海洋大学の海洋科学部の鈴木徹教授、小川廣男教授にご指導いただきました。

ここに御礼を申し上げます。

(参考文献など)

- (1) コーリン・クラーク (著), 金融経済研究会 (翻訳), 経済的進歩の諸条件, 日本評論社, 東京, 1945
- (2) 世界大百科事典 第2版, 平凡社
- (3) LIAO I Chiu, The Role of Aquaculture in Upcoming Food Crisis, Fish Pathology, Vol.44 No.1 Page.1-8, 2009
- (4) SAMUEL-FITWI Biniam, WUERTZ Sven, SCHULZ Carsten, SAMUEL-FITWI Biniam, WUERTZ Sven, SCHROEDER Jan P., Sustainability assessment tools to support aquaculture development, J Clean Prod, Vol.32, Page.183-192, 2012/9
- (5) 日刊水産経済新聞, 平成26年全国主要漁港(市場)水揚表に掲載された漁港名, 2015/1/6
- (6) 吉岡崇治(農水省食料産業局), 6次産業化の現状と今後の展望 6次産業化施策の現状と展開方向について, 食品と開発, Vol.48, No.12, Page.5-7
- (7) 前田敦子, 中村宏, 水産業における産学官連携の現状と展望, 東京海洋大学研究報告, No.8, Page.35-43, 2012/2
- (8) 知的財産イノベーション研究の展望 明日を創造する知財学, 日本知財学会 知財学ゼミナール編集委員会編, 株式会

社白桃書房, 第12章 水産業における知的財産取得に向けて, 2014/12/6

- (9) 鈴木徹, 《農林水産関連分野と知財》食品に関する知的財産について, パテント, Vol.67, No.8, Page.41-47, 2014/7/10
- (10) 大辞林第三版, 三省堂, 松村明編, 2006
- (11) 脇田倫司, 「支援とは何かーその背後にあるものから」, 社会臨床雑誌, Vol.11, No.1, Page.27-38, 2003/4/6
- (12) 水産海洋プラットフォームは, 国立大学法人東京海洋大学が水産海洋系専門大学であることの特徴をいかした「対象とする産業界・技術分野の明確化と関連地域との連携」によって, 広範なニーズと全国に点在するシーズをワンストップ窓口による真のマッチングシステムを構築し, 関連産業界と地域の活性化に貢献することを目的に活動する事業。
- (13) 第4回東京海洋大学「水産海洋プラットフォーム」フォーラム～東日本大震災における産学官連携による被災地支援/復興の取り組み～, 国立大学法人 東京海洋大学 水産海洋プラットフォーム事業部, 2012年3月
- (14) 平成26年4月25日, 国会において, 弁理士法の一部改正案が可決され成立した。今回の改正において, 従来から規定されていた業務に関する相談業務の明確化が図られている。その中において, 第4条第3項第1号の契約代理業務は, 従来から相談業務を明記している唯一の条項である。
第2号の外国出願関連業務は, 第4条第1項の業務同様に, 「その他の事務」という文言の中に「相談業務」が含まれるという位置づけであり, あえて「相談」という文言の明記は行われていない。
第3号は, 出願以前のアイデア段階における発明発掘等の相談業務に関する規定として新設された条文である。この条文は, 「保護に関する相談」に限定されているが, これは, 弁理士が相談を受けることの主たる目的が, 出願の有無に拘わらず, 依頼者の知的財産権の「保護」にあるためである。なお, 著作物に関する相談は規定されていないが, これは, 著作物の創作と同時に著作権が発生するためである。
また, 第3号に「事業活動に有用な技術上の情報」を規定しており, これは, 出願という保護手段に限らず, 弁理士がノウハウとしての保護を視野に入れた相談を受ける場合も含める趣旨である。
- (15) 香坂玲, 知っておきたい知的財産活用術ー地域が生き残るための知恵と工夫ー, 株式会社ぎょうせい, 2012/10/25
- (16) 農林水産省が, 我が国の地域特産品となっている農林水産物や食品について, 高付加価値化・ブランド化を一層推進し, 農山漁村の活性化を図るため, 地理的表示の保護制度を導入する。2015年6月施行予定。
- (17) IPDLは2015年3月20日をもってサービスを停止予定。2015年3月23日から, IPDLに変わる新たな特許情報プラットフォーム(J-PralPat)が開始される。

(原稿受領 2015. 1. 20)